

広島県からのお知らせ

令和5年11月から

構造計算適合性判定が電子申請できるようになります

電子申請される場合は、下記の留意事項をご確認の上、ご連絡ください。
ご連絡いただいた後に、申請方法等をお知らせします。

電子申請の対象

県知事に対する申請 (延床面積 1,000 m²以下)

※ 建築基準法第18条の2第1項の規定により、県知事が指定構造計算適合性判定機関に委任している構造計算適合性判定の電子申請への対応については、各指定構造計算適合性判定機関へお問い合わせください。

電子申請にあたっての留意事項

- 電子申請の手続きの流れは裏面をご参照ください。
- **事前にご連絡がない場合、電子申請での受付はできません。**
- 県では、事前審査は行っていません。電子審査においても、**審査に必要となる申請書一式のデータが揃い、手数料を納付いただいた後に受付し、受付後に審査を開始します。**
(受付後の申請書データの自主訂正は原則できません。)
- 電子申請では、**紙の申請書(正・副)の提出は不要です。**
審査終了後、**判定結果通知書(公印押印ありの紙文書)と最終的な申請書(追加説明書含む)の電子データを送付します。**(県で申請データの印刷はしません。必要な場合は各自で印刷してください。)
- 電子申請では、**申請書(図面、計算書等を含む)を全てPDFデータでやり取りします。**
- **申請書(電子データ)については、次頁の標準仕様によりご提出ください。**
電子データにより添付できない図書がある場合や、仕様に適合しない場合、電子申請を受付けることができませんので、ご注意ください。
- **構造計算書(一貫計算書以外)や、一貫計算書など、1つのファイルが複数のセクション等から構成されるデータについては、PDFファイルのしおり機能等により見出し(電子ファイル内の各セクション等へのリンク・ブックマーク)を付けるなどデータ閲覧の円滑化にご協力ください。**
- 手数料は現金(窓口または納付書)または電子納付(Pay-easy(ペイジー))での納付が可能です。

申請の申し込み・お問い合わせ

広島県土木建築局建築課 構造審査グループ

TEL : 082-513-4159

メール : dokenchiku@pref.hiroshima.lg.jp

☞ 県 HP 構造計算適合性判定(電子申請)の受付開始について

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan231101.html>

QRコード



手数料の電子納付(Pay-easy(ペイジー))のご案内は**こちら**から

☞ 県 HP 構造計算適合性判定申請について

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan20150601.html>

QRコード



申請データの標準仕様

申請書(電子データ)については、以下の標準仕様によりご提出ください。

QRコード



下表や、追加説明書データの構成イメージを県 HP で公表していますので併せてご参照ください。

県 HP 構造計算適合性判定(電子申請)の受付開始について

URL : <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/tekihan231101.html>

電子申請する場合の電子データの構成・名称の標準仕様 (ver1.0)

	判定申請図書	電子データの単位・名称の標準	備考
当初申請	判定申請書類1	000委任状	PDFデータの共通仕様 ・解像度:300dpi以上 ・図面サイズ(意匠図、構造図): A3版の電子データを基本とする。(トリミング、トンボ等は設定しない。) ・セキュリティ機能: 使用しない (文書閲覧権限や印刷時のパスワード等の機能は設定しない。) ・PDFへの直接書き込み: レイヤー作成、注釈や図面描写機能による修正等は行わず、可変性のない状態(審査者による注釈等の変更ができない状態)とする。 (特に追加説明時に図書を部分的に補正する場合等は、補正後のファイルを再度pdf出力するなどし、可変性のない状態とする。) ・構造計算書や、一貫計算書など、1つのファイルが複数のセクション等から構成される場合には、PDFファイルのしおり機能等により適宜見出し(電子ファイル内の各セクション等へのリンク・ブックマーク)を付ける。 留意事項 ・左記の区分により電子データを分割する ・複数棟を含む判定申請の場合、該当するファイル名の末尾に(〇〇棟)を追記し、区別する。(030構造図(A棟) など) ・計画変更申請の場合、該当するファイル名の冒頭の数字の後に(変更前)(変更後)を追記する。(030(変更後)構造図 など)
		001建築計画概要書	
		002安全証明書	
	判定申請書類2	010判定申請書	
		011既存不適格調書	
	意匠図	020意匠図	
	構造図	030構造図	
	構造計算書	040構造計算書	
041一貫計算書		一貫計算書、チェックリスト	
042地盤調査報告書		計算書と別綴じの場合	
	043認定書・評定書等	計算書と別綴じの場合	
追加説明書	追加説明書	099追加説明書	添付方法は次頁

追加説明書の電子データの構成・名称の標準仕様 (ver1.0)

	判定申請図書	電子データの単位・名称の標準	備考		
追加説明書	追加説明書	099追加説明書	追加説明書表紙、質疑回答書(必ず添付する)		
添付図書	判定申請書類1	以下のうち、区分ごとに該当するものいずれかを添付する			
		補正がない図書	補正がある図書		
	判定申請書類2	000委任状	100委任状	・追加説明書には、添付図書として、申請図書一式(電子ファイル単位で、補正がなかった図書または、補正があった図書のいずれか)を添付する。 ・補正した箇所がある場合、電子ファイル単位で、補正後のファイルにより、補正する。 ・補正する図書については、ページを「追-p●●」とする等、追加図書であることが分かるよう適宜ページを印刷する。(追加説明書で補正箇所が判別できるようにする。) ・当初申請時のファイルと、補正後のファイルを区別するため、補正後のファイルは1××...とファイル名の冒頭の数値を変更し、区別する。(2回目の追加説明の際には2××...とする) ・補正箇所が極めて少なく、構造計算書(一貫計算書を除く)に数ページを追加する場合は、当初の計算書(040構造計算書)に140-1構造計算書(140ではなく、140-1とする点に注意)を追加することで補正可能とする。 ・一貫計算書の一部のみ補正することは認められない。(一式を再提出する必要がある。)	
		001建築計画概要書	101建築計画概要書		
		002安全証明書	102安全証明書		
		010判定申請書	110判定申請書		
		011既存不適格調書	111既存不適格調書		
		意匠図	020意匠図		120意匠図
		構造図	030構造図		130構造図
		構造計算書	040構造計算書		140構造計算書
041一貫計算書	141一貫計算書				
042地盤調査報告書	142地盤調査報告書				
	043認定書・評定書等	143認定書・評定書等			

数ページのみ追加する等補正箇所が極めて少ない場合には、
 ・040構造計算書(当初の計算書)に加え、
 ・140-1構造計算書(追加するページ)により補正することも可とする。

一貫計算書の一部のみ補正することは認められない。
 (スカイツリー本(運用解説編2022年版p216、217)参照)

【参考】提出する申請図書（電子データ）の構成、名称のイメージ



【 参 考 】 電 子 申 請 の 標 準 的 な 流 れ

